〈別添〉

電子レセプトに付随する紙添付資料の提出について（お願い）

診療報酬の請求の際に「症状詳記」として添付していただく資料については、原則、電子化できるものに関しては可能な限り電子レセプトに付する形で御提出をお願いします。

（１）電子化できるもの

・文字のみの症状詳記

・治験に係る記載事項

・廃用症候群に係る評価表

※　Ｈ００１－２廃用症候群リハビリテーション料　留意事項通知（１０）

「廃用症候群リハビリテーション料を算定する場合は、廃用症候群に係る評価表を用いて、月ごとに評価し、診療報酬明細書に添付する又は同様の情報を摘要欄に記載するとともに、その写しを診療録に添付する。」

廃用症候群に係る評価表と同様の情報を電子レセプトに記載する形でも構いません。

（２）紙媒体での提出でもやむを得ないもの

① 電子レセプトの記載が難しいものの例

・レントゲン等の写真資料（複製）

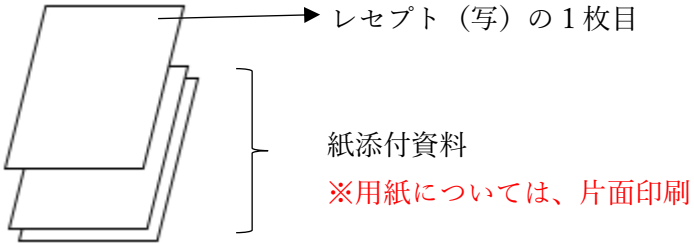
・施行部位をイラスト等で図示したもの（複製）

・手術記録、検査結果等の複製

※　手術記録等についても、内容が電子レセプトに記録できる場合には、電子化をお願いします。

② 提出方法

電子レセプトとの紐付け作業に誤りが生じないよう、レセプト（写）の１枚目を下記のとおり添付し、片面印刷した上で御提出をお願いします。



（３）再提出の場合

令和８年12月請求分（令和９年１月発送分）からは、レセプトを返戻する際、紙添付資料の返却を行わないため、再度御提出をお願いします。